

日本司法支援センター及び同神奈川地方事務所の概要

1 日本司法支援センター（法テラス）

(1) 目的

法テラスは、総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、総合法律支援^{*}に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としています。（総合法律支援法第14条）

※総合法律支援

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援

(2) 主な業務

- ア 情報提供業務（法制度に関する情報と相談機関等に関する情報提供）
- イ 民事法律扶助業務（経済的に余裕がない方への無料法律相談と弁護士等費用の立替え）
- ウ 司法過疎対策業務（法テラスの地域事務所設置等）
- エ 犯罪被害者支援業務（情報提供、弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度）
- オ 国選弁護等関連業務（国選弁護人の候補の指名と裁判所等への通知等）
- カ 受託業務



2 日本司法支援センター神奈川地方事務所の所在地

(1) 日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F

- ・みなとみらい線「日本大通り」駅から徒歩5分
- ・JR根岸線・横浜市営地下鉄「関内」駅から徒歩15分

(2) 日本司法支援センター神奈川地方事務所川崎支部（法テラス川崎）

川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F

- ・JR「川崎」駅東口から徒歩1分
- ・京浜急行「川崎」駅から徒歩2分

(3) 日本司法支援センター神奈川地方事務所小田原支部（法テラス小田原）

小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F

- ・JR「小田原」駅から徒歩8分